

## 地球温暖化対策報告書制度の改正点

東京都では、平成 22 年 4 月から、都内の中小規模事業所<sup>※1</sup>を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を開始しました。今年度は、約 1,500 事業者 3 万を超える事業所からのご提出を頂き、ありがとうございました。

さて、平成 23 年度の提出に当たり、以下の内容を改正しましたので、お知らせいたします。

## 1 提出期限

地球温暖化対策報告書を任意で提出する事業者の提出期限を改正しました。

	改正前	改正後
義務提出者 <sup>※2</sup>	8 月末日	変更なし
任意提出者 <sup>※3</sup>	8 月末日	12 月 15 日

※1 中小規模事業所とは、燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した数値（原油換算エネルギー使用量）が、年間 1,500kl 未満の事業所又は事業所内に設置されている事務所、営業所等のことです。

※2 義務提出者とは、都内に設置している事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000kL 以上の事業者のことです。（規則第 5 条の 17 第 2 項）

※3 任意提出者とは、前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000kL 未満の事業者のことです。

## 2 制度の Q&amp;A

事業所内で使用する構内用車両の報告について、従来は報告書に記載するエネルギー使用量の算定に含めない考えでしたが、平成 23 年度の報告からは報告に含めることとしたため、制度の Q&A を改正しました。

## 【変更前】

Q5-1 1. エネルギー使用量の報告について「自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴うものは除く」とありますが、営業用車両また、構内移動用車両や荷積卸用等の特殊車両で使用するガソリン等の使用量は、対象外としてよいですか？また、特殊車両が電動であった場合、その電力使用量は、事業所の使用量から差し引くのですか？現状は、分離することが難しいです。

A5-1 1. 自動車のエネルギー使用量については、地球温暖化対策報告書の算定には含める必要はありません。なお、特殊車両が電動である場合、事業所のエネルギー使用量からの除外が困難なときは、敢えて除外せず、算定対象に含めても問題ありません。

## 【変更後】

A5-1 1. 自動車のエネルギー使用量については、地球温暖化対策報告書の算定には含める必要はありません。ただし、事業所内で使用する構内専用車両（フォークリフトやターレー等）については、その使用する燃料等に係わらず、報告書に記載するエネルギー使用量の算定に含めてください。